

フランスにおける安全保障化の実践 —— 政治的資源としてのライシテの動員 ——

和田 萌

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生文明学専攻
〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本稿は「安全保障化」の理論を手がかりに、フランスの政教分離原則「ライシテ」が、安全保障問題を構築するに至った過程を考察する。2015年のシャルリー・エブド襲撃事件やパリ同時多発テロなど、自国育ちの者がテロを起こす「ホームグロウン・テロ」が頻発するにつれ、フランスにおけるムスリム・マイノリティは安全保障上の脅威として認識されつつある。これに関連して、近年ライシテは、テロ対策や過激化防止対策、国境管理など国家安全保障の関連においても議論されるようになった。本稿は、安全保障化理論の概要を示した上で、近年の論争や哲学者・政治家のライシテに関する言説実践がイスラムの安全保障化に寄与したことを明らかにする。

はじめに

本稿は、「安全保障化 (securitisation)」の理論を手がかりとして、フランスの政教分離原則「ライシテ (laïcité)」¹⁾ が、安全保障問題を構築するに至った過程を考察する。1980年代後半以降、フランス内外において活発な議論を呼んだスカーフ論争を皮切りに、ライシテはムスリム・マイノリティの社会統合に関わる重要な概念として積極的に言及されるタームとなった。また近年においてライシテは、移民やその子孫の統合政策、ポピュリズム政治の台頭との関連においてだけでなく、テロ対策や過激化防止対策などの国内治安問題や、国境管理などの国家安全保障問題の関連においても議論されるようになっていく。

とりわけ2015年のシャルリー・エブド襲撃事件やパリ同時多発テロなど、自国育ちの者がテロを起こす「ホームグロウン・テロ」が頻発するにつれ、フランスにおけるムスリム・マイノリティは、安全保障上の脅威として認識されつつある。2017年フランス大統領選挙の決戦投票を勝ち抜いたのは中道派「前進 (En marche)！」

を率いるエマニュエル・マクロン (Emmanuel Macron) であったが、もう一方の候補者、極右政党「国民戦線 (FN, 現在は国民連合 RN に改名)」の党首マリヌ・ル・ペン (Marine Le Pen) もまた、33.9%の得票率を獲得し存在感を示した。この選挙結果は、既成政党政治に対する不満の表れであるとともに、近年のフランスにおいて移民やマイノリティに対する社会的不安が政治争点化し、移民排斥を掲げるル・ペンの主張が受け入れられつつある事を示す事例であろう²⁾。

本稿は上記事例の検討を通じて、次の二点を解明する。第一に、安全保障化の政治的な性質である。初期の安全保障化理論は、脅威が社会的に構築されるという構成主義的な視座を導入し、これまで安全保障上の問題とされていなかったものが脅威と認識され、通常の政治的手続きを超えた例外的手段による解決が提示される過程に着目した。しかし後述するように、この理論には様々な批判が存在する。本稿はこうした批判に依拠しつつ、安全保障化理論が持つ分析視座を一部修正することで、その政治的な性質を明らかにする。第二に、宗教と安全保障の関わりである。本稿はフランスの政教分離原則「ライシテ」に着目し、ライシテ

の政治的動員が、司法、行政、立法における言説実践を巻き込みながら、イスラムの安全保障化に寄与したことを明らかにする。

本稿の構成は次の通りである。まず1節では、安全保障化の理論的整理を行い、分析の枠組みを提示する。2節では、「ライシテ対イスラム」という言説上の構図の形成を主導した哲学者、教育関係者の論争を再訪し、近年のライシテに関する言説を概観する。3節では政界において積極的にライシテに関する発言を行った複数の政治家の言説を取り上げ、それらのライシテ概念が安全保障問題に位置づけられることを示す。最後に、ライシテ概念に関する言説実践による安全保障化が、いかなる過程によって生じたのかについて結論を述べる。

1. 安全保障化理論とライシテ概念

1.1. 「安全保障化」とは何か

国際政治における伝統的な安全保障研究は、専ら軍事的な脅威に焦点を当て、国家中心かつ軍事中心的な安全保障の概念を提供してきた。一方、冷戦終結を受け、経済や環境など非軍事的側面を「安全保障対象 (referent object)」に含み、安全保障をより広義に捉え直す非伝統的安全保障論が議論されてきた。こうした中、安全保障を間主観的かつ社会的に構築される概念と考えるのが、コペンハーゲン学派による「安全保障化」理論である。理論の提唱者であるバリー・ブザン、オーレ・ヴェーヴァ、ヤープ・デ・ヴィルデによれば、安全保障化とは、「安全保障に関わる問題 (security issues)」及び「脅威 (threat)」が、政治エリートの「発話行為 (speech act)」によって構築され、その脅威に対処すべく例外的な緊急措置に正当性が与えられるプロセスを指す³⁾。いかなる問題も最初の段階では非政治的であるが、その問題が公的な議論、政策決定の対象となり、政治化の過程を経ると、「実存的脅威 (existential threat)」として提示されるようになる。こうして構築された脅威の排除について、緊急措置の必要性が提示され、通常の手続きを越えた行動がオーディエンスによって正当化されるとき、その問題は安全保

障化されたといえる⁴⁾。安全保障化論は、「Xは脅威である」という客観的事実の是非についての問いではなく、「Xはどのようにして安全保障問題としてみなされるようになったのか」についての問いを提起するのであり、安全保障を、あらかじめ普遍的定義を持つものではなく、各国の歴史・思想・文化に関連して社会的に構築されるものと捉える⁵⁾。

一方、コペンハーゲン学派の安全保障化理論に対する批判も存在する。以下、二点指摘する。第一に、「通常の手続き—例外的緊急措置」という二元論に帰せられる安全保障観は、ある事象が安全保障上の脅威として構築される際のいかなる連続性をも想定できないとする批判がある⁶⁾。同様に、「発話行為——オーディエンスによる承認——例外的措置の実行」という安全保障化の過程において、あたかも決定的な契機が存在するかのように捉える点にも、連続性に対する視点の欠如が指摘できる。実際には多くの場合、安全保障化は決定的な瞬間に例外的措置が発動することによって完了するようなものではなく、連続的に生じ継続されるものとして考察すべきである。

第二に、ディディエ・ビゴやジェフ・ユイスマンズらパリ学派と呼ばれる論者は、発話行為を重視するコペンハーゲン学派の理論を言語偏重的であると批判する⁷⁾。発話行為にのみ安全保障化の契機を見出す場合、ある対象を脅威に結びつける言説の正当化が安全保障化の成功の前提となる。そこで成否を左右するのは規範やイデオロギー対立の結果である。例えば、「移民＝脅威」の言説が受け入れられた結果、移民の安全保障化が成功するという見解が得られるだろう。しかしながらビゴは、こうした「移民＝脅威」の言説とは異なる規範的見解を持つ言説が存在するにも関わらず、「移民＝脅威」の言説が依然として影響力を持ち続ける理由を説明する必要があると指摘する。そこでビゴは安全保障をめぐる「実践 (practices)」に着目し、「安全—非安全 (security—insecurity)」の構築に寄与する専門的な知の配置を、官僚機構や警察、情報機関のような統治制度から分析した⁸⁾。パリ学派のアプローチは、政治家レベルの発話行為ではなく、安全保障に関する実践を行う

専門家集団や専門的技術の動員過程に着目し、安全保障上の脅威に関する「真理」の生成、権威づけを可能にするメカニズムに焦点を当てるものである。すなわちパリ学派にとって安全保障化とは、例外的な領域においてではなく、日々行われる実践や制度内部で起きるものとされる。

上記の批判を考慮し、本稿では安全保障化の政治的な性質に着目することで、それが連続的に生成される点を明らかにする。すなわち、安全保障化は政治的次元を超越する点ではなく、通常の政治的次元の観点からも考察されなければならない。その場合、安全保障化に関与するのは単一のアクターではなく、政治家、官僚、専門家、学者といった多様なアクターである。したがって本稿は、言説に着目するコペンハーゲン学派の視座を保持しつつ、パリ学派らの視座を併用することで、安全保障化のプロセスがより明確になると考える。

本稿が事例として取り上げるのは、フランスの政教分離概念「ライシテ」である。ヨーロッパにおいて、移民やイスラムは安全保障上の脅威として構築されてきた⁹⁾。とりわけフランスでは、ライシテ概念が政治的に動員されることで、移民やムスリムを排除するナラティブが構築されてきた¹⁰⁾。しかし、これらの先行研究は必ずしもライシテが安全保障に関する政治的資源として動員された点に着目したものではない¹¹⁾。そこで本稿では、安全保障化理論に依拠しつつ、ライシテが安全保障に関わる問題として、言説実践により構築された過程を検討する。

1.2. フランスにおけるライシテ

革命後のフランスにおいて、カトリック教会を支持する反動右派と、啓蒙精神に基づく革命左派との間には長い抗争があり、ライシテもそうした緊張関係の中で発展した。例えば、公教育の非宗教化を目指す1880年代の一連の改革も、ライシテ思想に基づくものである。とりわけ、1902年に首相となり、教育制度をカトリック修道会から奪取すべく急進的な政策を行ったエミール・コンブ(Émile Combes)は、反教権主義の旗手であった。彼は、カトリック修道会経営の私立学校を閉鎖して国有化するとともに、修道士を教育界から

追放した。この立場は、思想の自由を盾に宗教からの解放を訴える点で反宗教的でもある。したがってライシテはしばしば、宗教性の排除を伴う厳格な政教分離概念であると指摘されてきた。

他方、カトリック陣営と反教権主義陣営の対立激化を前にして、事態收拾のために1905年に制定されたのが「国家と諸教会の分離に関する法律」(政教分離法)である。ライシテの制度化を1905年法に見る立場からは、ライシテは宗教に対抗的なものではなく、宗教の自由を擁護する概念とされる。國務院(Conseil d'État)の報告書によれば、フランスのライシテは、国家の中立性の原則、宗教の自由の原則、多元論尊重の原則から構成される¹²⁾。なお、司法解釈においてライシテとは、国家がすべての宗教に対して公平な距離を保つ、中立性の原則であるとする見解が主流である¹³⁾。中立性の原則とは、国家が市民の宗教的多様性を尊重できるよう、その選択について関心を持たないという態度を定めたものである。

1980年代後半以降、公立学校で宗教的な属性の表明を許すことは、市民間に差異が存在し、各々の社会文化的属性に基づいた集団の存在を承認することであるとする議論が見られるようになった。後述するように、ムスリム・マイノリティの社会統合のあり方を意識し、「普遍的な」価値理念共有の必要性を主張する立場からは、共和国において分断を生み出しかねない共同体主義¹⁴⁾は脅威とみなされ、ライシテ原則の徹底による宗教の制限が要請されてきた。宗教の自由を保障する枠組みとしてライシテを捉える立場から、この傾向は「ライシテの右傾化」¹⁵⁾、「戦闘的ライシテ(laïcité de combat)」¹⁶⁾と呼ばれ、近年影響を強めつつある。こうした背景には、9/11同時多発テロといった国際情勢の影響や、フランス国内におけるテロの頻発により、イスラムが以前にも増して安全保障上の脅威とみなされるようになったことが挙げられるだろう。

2. 立法化への要請

2.1. 「教師たちよ、降伏するな!」

1989年秋、ムスリム女性の宗教的シンボルで、

ヒジャブと呼ばれるスカーフを被って公立中学校に登校した女子生徒らが、ライシテ原則への違反を理由に退学処分となった。この事件を契機に国内ではスカーフをめぐる大きな論争が勃発した。当時、社会党で教育相を務めていたリオネル・ジョスパン (Lionel Jospin) は、生徒と学校間の対話を重視し、スカーフを受け入れる見解を示した。こうした政府の寛容な姿勢を糾弾したのが、エリザベト・バダンテール (Élisabeth Badinter)、レジス・ドゥブレ (Régis Debray)、アラン・フィンケルクロート (Alain Finkielkraut)、エリザベト・ドゥ・フォントネ (Élisabeth de Fontenay)、カトリーヌ・カンツレール (Catherine Kintzler) ら 5 人の哲学者である。彼らは事件直後、『ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール (Le Nouvel Observateur)』誌に記事を投稿し、スカーフの認容を「共和国のミュンヘン会談」であると批判した¹⁷⁾。声明によれば、共和国の学校は「解放の場 (lieu d'émancipation)」であり、生徒が自らの出自集団から離れ、自力で思考する喜びを見出せる場であることが肝要とされる。すなわち学校は、「普遍性に属する唯一の制度」であり、親によって課せられた宗教から生徒が自由になれる場として機能しなければならず、これに妥協することは「降伏 (capituler)」であると断罪された。

「全ての子供たちを受け入れる」、あなた (ジョスパン：筆者注) はそう言う。そうだ、しかしそれは子供たちと一緒に、彼らの親の宗教をそのまま学校に入れることを決して意味したわけではない。イスラムのスカーフを容認する、それは自由な人間 (この場合は少女) を受け入れることではなく、彼女を服従させることを何の議論もなく決め込んでしまった人々へと扉を開けることである。

彼らの論理に従えば、イスラムのスカーフは女性抑圧の象徴でもあり、その排除は規律を遵守することに他ならない。そこで適用されるのが、ライシテ原則である。

中立性とは消極性のことでも、単なる寛容の

自由でもない。ライシテは常に諸勢力間の関係であった。宗教が再び闘争意欲を示す時に、戦闘的ライシテなるものを、優しさのために放棄しなければならないのであろうか。ライシテは、公立学校や共和国、自由それ自体がそうであるように、主義として戦闘であり、戦闘であり続ける。

この主張においてライシテは、共和国制度としての学校教育を通じた、宗教からの解放という解放原理の役割を持つものとされる。また、学校こそが解放の場として機能するべきである以上、共和国がライシテという理念を盾に、学校における宗教の排除に介入することは正当化される。前述の用語を借用するならば、これらの主張は、「戦闘的ライシテ」を体現するものである。

2.2. 哲学者から政府へ

「戦闘的ライシテ」の言説は、問題提起後すぐに多くの賛同を得たわけではなかった。実際、論争が引き起こされた 1989 年から 1999 年に至るまでにスカーフの着用が問題となる生徒の数は減少し、その数は 1994 年から 1996 年には 2400 人から 1000 人に、1999 年には約 400 人程度であったという¹⁸⁾。統合高等審議会 (Haut Conseil à l'intégration) によれば、国務院は 1992 年から 1999 年間の退学処分に関する 49 件の事例のうち、41 件を取り消している¹⁹⁾。しかし問題となるケースが減少したにもかかわらず、2000 年代初頭には再びスカーフ着用禁止の立法化が要請されるようになる。

1999 年 11 月、国民教育省官僚及び校長としての職務経験を持つアラン・セクシグ (Alain Seksig) と、トルコ系移民支援団体の創設者であるガイエ・ペテク=サロム (Gaye Petek-Salom) は、『リベラシオン (Libération)』紙に記事を發表し、「学校にスカーフを受け入れると、ムスリムを原理主義者に変えてしまう恐れがある」と主張した²⁰⁾。この記事では既に、2004 年の宗教シンボル着用禁止法制定の際の指針となるような主張が展開されている。記事の主要な内容は次のとおりである。

イスラム教のものとされるスカーフは、ムスリムの宗教ではなく、フランスのムスリムに戒律を押し付け、現実には公権力の交渉相手として、特に学校において幅を利かせようとする原理主義者の意志を表している。…(中略)…イスラムのスカーフは議論の余地なく女性差別の象徴であり、平等を共和制の基本原則の一つとする我々のような法治国家にとって容認しがたいものである。…(中略)…はっきりさせよう。多くの事例において、イスラムのスカーフと同じ意味づけをすることができなかったとしても、我々は学校における全てのこれみよがしな宗教シンボルの禁止に賛成を表明する。

以上のような論理によってセクシグとペテク=サロムは、政府による毅然たる態度を求め、学校教育におけるライシテとその適用方法を法律によって明確化する必要性に言及した。当初政府はなお、生徒のスカーフ着用を認容する姿勢であり、スカーフ着用禁止の立法化に賛成する立場は完全に少数派であった²¹⁾。着用禁止が立法化される5年前の時点において、スカーフの着用禁止を動機づける議論は、主に哲学者や教育関係者によって、「戦闘的ライシテ」の言説を通じてなされたのである。前述の哲学者による声明同様、セクシグとペテク=サロムの記事では学校におけるライシテのあり方が論じられ、女性差別の象徴であるイスラムのスカーフは排除すべきであるとされた。

2.3. 哲学者・教育関係者におけるライシテ・ナラティブと安全保障化

スカーフ着用についての議論を繰り返し再構築し、ライシテに新たな意味を付与することで、論争の主題を提示しながら禁止法への動機づけを行ったのは哲学者や教育関係者であった。これらのことから、「ライシテ対イスラム」という構図に基づく安全保障化はまずもって、哲学者、教育関係者によってなされたといえる。1989年以降、ライシテの安全保障化は主に教育政策の領域において起きていたのである²²⁾。

また、宗教シンボル着用の禁止は、そうした哲

学者・教育関係者らによる発話行為のみならず、安全保障に関する専門的な知の動員によっても正当化された。ジャック・シラク (Jacques Chirac) 大統領によって設置されたスタジ委員会は、大学教授、教育関係者、法律家、政治家、非営利団体関係者から構成され、現代のライシテのあり方について提言を行った²³⁾。スタジ報告書において、女子のスカーフ着用は多くの場合、保守的な社会や家族による強制であるとされ、スカーフは女性抑圧のシンボル、かつフランス社会に対するイスラム主義の攻撃の印とみなされた。つまり、ライシテについての「安全保障専門家 (security experts)」であるスタジ委員会が、スカーフを被るムスリム女性を共和国のアイデンティティに対する脅威として構築したことで、安全保障化が起きたのである²⁴⁾。これは、政治家による発話行為ではなく、専門家集団という制度的な知による安全保障化の一例である。

一方、上述した安全保障化は、主に学校におけるスカーフ禁止を正当化するものに過ぎず、脅威の対象はスカーフであり、問題は「抑圧されるムスリム女性」であった。2000年代以降、スカーフ禁止の立法化の流れに伴って、ムスリム女性のスカーフに限らず、「イスラム」が問題視されるようになるにつれ、安全保障に関わるライシテは新たな様相を帯びることとなる。

3. 政界におけるライシテ言説

3.1. 『新しいライシテのために』

2003年5月、「国民運動連合 (UMP)」の下院議員、フランソワ・バロワン (François Baroin) は、ジャン=ピエール・ラファラン (Jean-Pierre Raffarin) 首相に対し、『新しいライシテのために』と題する報告書を提出した²⁵⁾。この報告書は、移民の統合失敗を招いた原因として左派に批判を加え、ライシテを右派の価値として再定義するよう呼びかけるものであった。その中で彼は、フランスのアイデンティティにライシテを位置づけようとする。

宗教的なものと政治的なものの諸関係に関わ

るリストはいつも長くなるが、ライシテに関する議論については、宗教的な領域から文化的・アイデンティティの領域への移行が見られる。我々の社会はグローバル化、欧州連合建設、脱中央集権化によって一変したのに、ライシテは不動かつやや神話的な参照点として表れている。それ故、ライシテはフランスのアイデンティティの参照要素となったのである。したがって多文化主義と共同体主義によってそれを問い直すことは、ナショナル・アイデンティティへの脅威として認識され得る（傍点筆者、以下同様）。

さらにバロワンはライシテが持つ政治的、社会的企図について言及する。

しかし、国家と諸教会の関係を超えて、そこにはライシテが擁する諸価値もある。それは政治的であると同時に、社会的な企図である。政治的とは、市民を育成し、家族、地理的、社会的な出自環境から諸個人を解放し、選択の自由を与えることを意味する。社会的とは、そうした自由によって各人が社会の中で人生の道筋を立て、才能を開花させることが可能になるに違いないからである。

カトリックからの市民解放が共和主義者による目的であったことを考えれば、これらは特に新しいものではない。ただしバロワンが報告書の中で度々言及するように、現在の相手はカトリックではなく、イスラム原理主義である。イスラム原理主義を掲げる閉鎖的なコミュニティの形成によってライシテの企図が危機に瀕していると訴えるバロワンは、その原因を左派の政治的無力、多文化主義的政策に帰するとともに、ライシテの重要性を強調し、右派の価値として再定義を行った。

バロワンのライシテは、イスラム共同体主義を脅威とみなし、それに対抗するナショナル・アイデンティティとしての機能を持つ。「戦闘的ライシテ」は、ここではイスラム共同体主義を批判する概念として、右派から擁護されることとなる。

3.2. 「極右」からのライシテ擁護者

「国民戦線（FN、現在は国民連合（RN）に改名）」の党首、マリーヌ・ル・ペンによるライシテ言説も、バロワンとの類似性を見せる。マリーヌの父ジャン＝マリー（Jean-Marie Le Pen）が党首として主導権を握る時代には、保守的なカトリック、権威主義、反ユダヤ主義等の思想が党内方針の主流であった。しかし、2007年の大統領選挙では娘のマリーヌが選挙キャンペーン対策管理を担い、支持者層を広げるためのイメージ改革を行った結果、党の主張は「あからさまな共和主義的誇示」へと変化した²⁶⁾。ライシテに関する言及が増加するのも、マリーヌによる政党イデオロギーの「脱悪魔化（dédiabolisation）」戦略が始まって以降であり、党首交代によってその傾向はますます強まることとなる。

FNのライシテ言説を分析したディミトリ・アルメイダによれば、その内容は、次の三点に集約される。第一に、サブナショナルなコミュニティの不承認、第二に、宗教や共同体主義を志向する団体への財政支援規制強化、最後に、「公共スペース」における宗教表現の制限である²⁷⁾。サブナショナルなコミュニティとは、フランス共和国というナショナルな集団の下位に属する、文化やエスニシティ、ジェンダー、性的指向、宗教を共有した人々によって構成される集団を指す。

2012年1月にルーアンで行った演説で、マリーヌは以下のように述べた²⁸⁾。

皆さんご存知のように、今日、共同体主義は我々国民の一体性に対する第一の脅威である。…(中略)…だから私は国民の大統領となり、共同体主義に反対するつもりである。そのために私は声を大にして、市民平和にとって必要不可欠なライシテの原則と義務を再度明確にする。私は、内務・移民・ライシテ省を創設する。

マリーヌは共和国が存在するために不可欠なアイデンティティとしてライシテを挙げ、ライシテ原則を受け入れない下位集団の排除を訴える。彼女にとってライシテは共同体主義に対する闘争手段

であり、そのようなライシテ擁護を自らの役割であると自負する²⁹⁾。また彼女は「2004 年法が、公共スペース全体に拡大されることに賛成である」と明言し、商店や交通機関、公道において、イスラムのスカーフ着用や祈祷を禁止しようとする³⁰⁾。

マリヌのライシテ概念は、イスラムを脅威とみなし、排除を正当化する手段として提示されている。一方で、この闘争手段がカトリック教徒に対し厳格に適用されることはなく、彼女はキリスト教にルーツを持つ文化をフランスのアイデンティティとし、文化的行為として承認する姿勢を見せる³¹⁾。このようなイスラムの宗教実践批判を念頭においた戦闘的ライシテは、極右政党に特有のものではなく、前節で検討したバロワンの言説に既に見て取れるものである。

3.3. 「ポジティブなライシテ」

続いて検討するのは、ニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) のライシテ言説である。サルコジが自らの解釈として呈示するのが、「ポジティブなライシテ (laïcité positive)」である。彼にとってライシテは、「人間の基本的な権利として、宗教を享受する権利を保障する」³²⁾ ものであり、宗教の抑圧を意味しない。とりわけカトリックやプロテスタント、ユダヤ教が社会統合を推し進めてきたように、宗教は共和国に対立的なものではなく、社会を平穏にする一要素であるという³³⁾。2007 年 12 月、大統領となったサルコジはラテラノ大聖堂演説で、以下のように述べる³⁴⁾。

それゆえ、私はポジティブなライシテ、すなわち、思考の自由、信仰・無信仰の自由に留意しつつ、宗教を危険なものと考えず、むしろチャンスと考えるライシテの到来を願っている。

サルコジのライシテは、以下で述べる二点において、安全保障化に寄与するものである。第一にサルコジは、ムスリム・マイノリティの社会統合に対して積極的な姿勢を見せ、ジャン＝ピエール・シュヴェエヌマン (Jean-Pierre Chevènement) 内

相時代に起案されたイスラム代表機関設立計画を推進し、国家と宗教間の対話を可能にすべく「フランス・ムスリム評議会 (Conseil français du culte musulman : CFCM)」を 2003 年に創設した。これまでイスラム教信者集団は複数の団体に分かれており、一つの代表を通じた国家との交渉が困難であったが、CFCM の創設により国家公認の対話空間を得るに至った³⁵⁾。ただし CFCM は行政と国内ムスリム間を仲介する一方で、国内のムスリムを監視し過激化を抑止する機能を持っているとされる³⁶⁾。サルコジは CFCM の構成団体である「フランス・イスラム組織連合 (Union des organisations islamiques de France : UOIF, 現在は Musulmans de France に改名)」の会合において以下のように述べる³⁷⁾。

あなた方は今日、他の宗教同様、共和国の食卓につく権利をイスラムに付与する。それは、イスラムが共和国の諸法律を完全に尊重することを要求する。…(中略)…共和国の諸価値に逆らう言説を持つイスラムはありえない。

つまり、サルコジは宗教を脅威としないものの、共和国の諸価値に沿うイスラムの形成を目的とし、宗教に対する積極的な介入を正当化する。CFCM に期待されるのは、行政の意図を反映し、イスラムの宗教実践を管理・監視する代表機関としての役割である。こうした観点から、サルコジのライシテは安全保障に関する言説実践の中で捉え直される。

第二に、近年サルコジのライシテはより戦闘的な意味合いを持ち、イスラムの宗教実践を脅威として構築しつつある。2016 年 8 月、大統領選挙立候補を表明したサルコジは、以下のように述べている³⁸⁾。

共同体主義が共和国の領土で繁栄し、マイノリティが決して我々のものとなりえない生活様式を押し付けるならば、我々のアイデンティティは脅かされている。…(中略)…私は学校や大学、公共サービスや企業において女性がヴェールを被ることを拒否する。私は、

フランスの浜辺やプールでのブルキニ（ムスリム女性用の水着：筆者注）を拒否する。

このようなサルコジのライシテは、国家統治に有用な宗教には寛容に対応し、そうでない宗教には拒否を突きつける。初期の「ポジティブなライシテ」は、一般的に宗教や、そのスピリチュアルな側面を社会の治安維持のための有効手段として捉えるものであった。この点で「ポジティブなライシテ」は、アメリカ型市民宗教モデルとの接近を示す一方で、国家への奉仕を受け入れない宗教を弾圧対象とする不寛容なフランス型市民宗教モデルに転じる可能性をも持つと言われている³⁹⁾。近年サルコジのライシテは、彼が共和国にふさわしくないと見なすイスラムの宗教実践の排除を志向する点でより戦闘的な傾向を持ち、特定の宗教の優遇－排除を社会的有用性に基づいて規定する姿勢が顕在化している。サルコジのライシテ解釈は、宗教の社会的有用性を宗教代表機関との対話や交渉を通じて定義しようとする点で、日常的な実践に基づく安全保障化の事例である。

3.4. 左派の厳格ライシテ

ライシテの右傾化とは、右派の論理が左派の内部でも主張されはじめたことを示唆している。本節では、2012年から2014年まで内相、2014年から2016年まで首相として社会党政権を担当し、2017年には社会党大統領候補予備選挙に出馬したマニユエル・ヴァルス（Manuel Valls）のライシテ言説に着目する。ヴァルスは、「妥協なきライシテの擁護」の名の下に、厳格なライシテを掲げる。その事例として、「バビルー事件」、「ライシテ監視機構（Observatoire de la laïcité）」との対立、ブルキニ禁止条例支持の三つを取り上げる。

第一の事例であるバビルー事件とは、2008年に私立託児所の職員が出勤の際、スカーフの取り外しを拒否したことで解雇処分となり、訴訟へと発展した経緯を指す⁴⁰⁾。訴訟において託児所側は、当該職員のスカーフ着用がライシテ原則遵守を定めた内規に反するという理由で、解雇の正当性を主張した。2010年12月の労働裁判所および2011年10月のヴェルサイユ控訴院による判決は、本

件の解雇の適法性を認めるものであったのに対し、2013年3月19日に破毀院社会部は一審および控訴審判決を覆すかたちで、ライシテ原則は公共サービスに従事しない私法上の被雇用者には適用されないとし、この解雇を差別的理由によるものとして無効化した⁴¹⁾。ヴァルスは無効判決への不満を露わにし、託児所を擁護する立場から「ライシテは共和国にとって素晴らしい思想であるだけでなく、特に低所得者層の子供を受け入れる託児所で働くような女性を解放するための基本的原理である」と発言している⁴²⁾。

第二の事例は、首相直属機関として2013年4月に設立されたライシテ監視機構との対立である。ライシテ監視機構は、政府に対しライシテ原則に関する提言を行う諮問機関であり、機構長を務める社会党のジャン＝ルイ・ビアンコ（Jean-Louis Bianco）は司法解釈に依拠したライシテ解釈を支持し、戦闘的ライシテとは距離を置く立場にある。ビアンコとヴァルスの間には、しばしばライシテ解釈をめぐる対立が見られる。対立が明確に表れた事例として、2016年の労働法改正法案に盛り込まれた条項に関する論争に着目する。これは、私企業が課す内規の中に、被雇用者の信条表明を制限する中立性の原則を、条件付きで含めることができるよう、新たに追加された条項である⁴³⁾。この条文に対しライシテ監視機構は、「国家人権諮問委員会（Commission nationale consultative des droits de l'homme）」と共同で抗議声明を発表し、修正条項の撤回を要求した⁴⁴⁾。ライシテ監視機構にとって、私企業における宗教行為のマネジメントのあり方については現行規定による措置で十分であり、新たな立法化は、場合によっては差別に繋がるものとみなされたのである。このような抗議の声が寄せられたにもかかわらず、最終的にヴァルスは憲法第49条3項を用いて法案を強行可決し、条項はそのまま採択された。

第三の事例は、ブルキニ禁止条例に対するヴァルスの支持表明である。2016年、南仏の自治体がブルキニの着用をライシテ違反、治安維持を理由に罰則化した際、ヴァルスはこれらの措置を講じた自治体に対し賛意を示している⁴⁵⁾。条例は同年7月にニースで起きたトラック突入テロ事件の

影響から、ブルキニの着用が混乱や不安を巻き起こす可能性を懸念したものであった。

浜辺は、全ての公共スペースと同じように、宗教的な要求からは保護されなければならない。ブルキニは水着の新しいライン、ファッションではない。それは、主に女性の隷属化に基づく、対抗社会の政治的企図の発現である。…(中略)…それは、フランスの、そして共和国の価値とは相容れない。これらの挑発行為に対し、共和国は身を守らなければならない。

もし我々が、我々の価値や自由、男女平等と両立しうるフランスのイスラムを形成したいのであれば、イスラムは、他の諸宗教がそうしたように、宗教的信条の表明を控え目にすることを受け入れなければならない。…(中略)…墮落したイスラムという名義でテロリスト攻撃を受けるとても特殊な時期にあって、各市民は責任を持って行動するべきである。共和国とライシテの原理に常に立ち戻らなければならない。

最終的にブルキニ禁止条例の法的根拠は国務院によって否認され、条例は無効化されるが、ヴァルスは国務院の判決に対し「我々の社会において開かれた議論を汲み尽くしていない」と批判する姿勢を見せている⁴⁶⁾。以上三つの事例から明らかなように、ヴァルスのライシテは、司法解釈が依拠するライシテ解釈とは異なる様相を見せる。それは右派と同様の論理を用いて、ムスリム女性の宗教実践を排除すべき脅威とみなし、戦闘的なライシテを動員するものである。しかし一方で、ヴァルスによるムスリム女性の安全保障化は、通常の政治的手続きを踏まえたものであった。つまり、ヴァルスは司法解釈に異議を唱えつつも、例外的手段に訴えることなく戦闘的なライシテ解釈を掲げていたのである。

3.5. イスラム主義者による分離主義との闘い

旧社会党にて入閣経験を持ち、中道派の独立政党「共和国前進 (La République en marche)」から

大統領となったマクロンは、その他の大統領候補者とは異なり、ライシテに関する意見表明には慎重であった。マクロンは自身のライシテ解釈に言及する際、宗教的自由の保障に重点を置いたアリストイド・ブリアン (Aristide Briand) の見解に依拠しつつ、1905年の政教分離法に基づいたライシテを支持する。一方「ライシテ対イスラム」の構図に基づき共和国アイデンティティを再構築するようなライシテ解釈に対しては「復讐的なライシテ (laïcité revancharde)」と断罪する⁴⁷⁾。共同体主義への対抗策として戦闘的なライシテを持ち出す傾向にあったこれまでの政治的言説に対し、マクロンはそうしたライシテ概念こそが共同体主義を助長すると述べる。大学におけるスカーフ着用禁止の是非が議論された際にも、彼は、スカーフ禁止が解放の場である大学で学ぶ機会を女性から奪い、社会的な隔離を招いて共同体主義へと繋がる主張している⁴⁸⁾。

マクロンがライシテに関する表明を明確にしたのは、「イスラム主義者による分離主義 (séparatisme islamiste)」対策について行った、2020年2月ミュルーズでの演説時である。この演説で彼は、過激な宗教実践を行い共和国の統一性を脅かす存在として、一部のイスラム主義者による分離主義 (以下「分離主義」と表記) を批判し、それらに対抗するための諸政策を公表した⁴⁹⁾。その際、マクロンは再び「ライシテ対イスラム」構図による問題同定を避けつつも、「分離主義」に対抗すべく、その温床となっている都市郊外地区に対する公共サービスの拡充、治安維持体制の強化を図った。

私が一瞬言及したところの問題、我々が体験している問題は、ライシテの問題ではない。…(中略)…ライシテ、それは我々の共和国において、自由に信仰する、あるいは信仰しない可能性のことであり、どんな宗教であろうと、共和国の法律を尊重する絶対的義務である。したがってそれは公共サービスの中立性であり、社会の中立性ではない。そしてそれは教会と国家の分離であり、公共秩序を乱そうとしたり、共和国の法律の尊重を妨害したりすることなしに、各々が宗教を実践するた

めの自由な可能性である。

この姿勢は同年10月、ミュローで行われた演説にも引き継がれている⁵⁰⁾。演説内容は「分離主義」との闘いを目的に据えた具体的な計画の公表であり、マクロンはミュルーズでの演説同様、問題はライシテではないと再確認する。

問題はライシテではない。何度も繰り返したように、フランス共和国におけるライシテとは、信仰する、あるいは信仰しない自由であり、公共秩序が確保されている限り、自らの信仰を實踐できる。ライシテは、国家の中立性であり、いかなる場合も社会、公共スペースにおける宗教の一扫ではない。

演説では同時に、共和国に対する愛国心が「分離主義」に対置され、共和国の価値強化を目指す計画が発表された。この計画は最終的にライシテおよび共和国の諸原則を強化する法案に盛り込まれ、12月9日に提出された。法案は、公共サービスの中立性の確保、非営利団体アソシアシオンに対する行政管理権限強化、市民育成の場として学校教育の重要性の強調、共和国の対話者として「啓蒙のイスラム」の育成、公共施設や教育施設の充実化を目指す諸政策から構成され、「反分離主義対策法 (loi contre le séparatisme)」から「共和国諸原則遵守の強化法 (loi confortant le respect des principes de la République)」へと名称を変更したのち、翌年2月16日に下院で可決されている。具体性を伴うこれらの政策発表を通じて、マクロンは「ライシテ対イスラム」の構図を避け、問題を混同しないよう促す姿勢を見せ、これまでのライシテに関する政治的議論に一石を投じた。このようなマクロンの姿勢はジャン＝ルイ・ビアンコによっても支持されており、ライシテ監視機構と同一路線に位置付けることができる⁵¹⁾。

一方でマクロンの言説には、「ライシテ対イスラム」を構図に持つ言説との連続性も見受けられる。指摘できるのは以下の三点である。第一に、公金助成を受給するアソシアシオンに対して、共和国の諸価値遵守を定めた「ライシテ憲章

(Charte de la laïcité)」への署名を義務づけ、行政による財政管理を強化する姿勢や、国家の対話者となるべきイスラムを育成すべく CFCM との連携を模索する姿勢は、宗教団体の財政援助に対する管理強化を主張するル・ペンのライシテや、宗教の安全保障化によって国家介入を正当化するサルコジのライシテを想起させる。第二に、非合法的に行われる遠隔教育を「分離主義」の温床であるとし、共和国の学校の重要性を強調する姿勢は、哲学者らが提起した、ライシテによる解放原理の系譜を示す。第三に、法案提出日が1905年政教分離法制定から115周年にあたることから、「分離主義」との闘いがライシテに関連づけられていることは明らかである。ライシテを政治的に動員する意図を否定しつつも、マクロンのライシテはテロ対策や治安維持対策に密接に関連づけられた概念であり、共和国に対する脅威からの安全保障を担うものとして位置付けられている。こうしたことから、マクロンによる分離主義の安全保障化は、演説による発言行為がなされた決定的瞬間に生成されたのではなく、それ以前の言説との連続性を持つ事例であることを示している。

3.6. 政治家におけるライシテ・ナラティブと安全保障化

本稿で検討した政治家は、各々がライシテに関する多様な見解を提示しつつ、共通して「ライシテ対イスラム」という構図を前提に、イスラムの宗教実践を共和国の価値に対する脅威として構築してきた。このようなライシテは、共和国の価値を内在化した世俗的な（あるいは信仰を私事化した）市民を優遇する一方、可視的に宗教実践を行う市民への差別を正当化するものである。また、ライシテをナショナル・アイデンティティとみなすバロワンや、キリスト教のルーツを擁護する立場からライシテを語るル・ペンの言説に顕著なように、ライシテは侵すべからざる共和国の原則として神聖視され、共和国社会の統一を維持するための砦とされた。

こうしたナラティブに反する形で、1905年法に依拠し、宗教の自由を重視する解釈を提示したのがマクロンであった。「問題はライシテではな

い」と断言するマクロンは、「ライシテ対イスラム」という構図を否定しつつ、ライシテの政治争点化を避ける姿勢を見せた。ただし、「分離主義」対策法から読み取れるように、マクロンの方針は「ライシテ対イスラム」を構図に持つ言説との連続性を保持している。彼の言説において、過激な宗教実践を行う「分離主義」とその他のムスリム・マイノリティの境界線は曖昧なものにとどまっており、「分離主義」対策法は公共施設や教育施設等の日常的な制度を通じてムスリム・マイノリティの過激化を防止する機能を有するものであることがわかる。

以上の事例は、政治家のライシテに関する言説実践を通じて、イスラムが「実存的脅威」として提示されるという安全保障化の形成過程を示す。政治家は各々のライシテ解釈の提示（発話行為）によって、イスラムの安全保障化を試みてきた。この「ライシテ対イスラム」という前提に基づく安全保障化の正当性は時に司法解釈やライシテ監視機構によって疑問視されながらも、現在に至るまで影響力を持ち続けている。

一方、安全保障化の実践は、常に例外的な措置の正当化を志向したわけではない。むしろそれらの多くは、通常の政治的手続きにおける立法化・制度化を動機付けるものであった。また本事例において、安全保障化は一人の政治指導者の発話行為によって完了するプロセスではなく、長期間にわたる連続的な言説実践、及び各アクターの言説実践が相互に絡み合うことで進み、継続するものとして観察された。そこには、政治指導者だけでなく、スタジ委員会による提言のように、専門家集団による知の動員も含まれていた。以上から、「通常の政治的手続き—例外的緊急措置」という二元論では捉えきれない安全保障化の政治的な性質が、本稿の事例でも確認できたといえる。

おわりに

ライシテは今や国家と宗教の分離に限らず、移民政策や治安維持、私企業における宗教実践のあり方など様々な争点との関連で議論される用語となりつつある。政治的言説において、こうした傾

向は一層顕著に表れるが、これらは言説的アプローチによる考察を通してのみ解明されうる。本稿では、安全保障化理論を手がかりに、フランスにおいてライシテが政治的に利用可能な資源として動員され、イスラムの安全保障化を形成する過程を検討してきた。フランスのライシテ原則およびその適用範囲をめぐる論争は、右派左派を問わず、主に共和国的価値の擁護の観点から展開され、「ライシテ対イスラム」という構図に基づいてイスラムを「実存的脅威」として構築することに寄与した。

また、本稿の分析対象は大部分が哲学者、政治家の言説、あるいは専門家による提言であったものの、安全保障化を遂行するアクターとして官僚機構の役割も論じられる必要がある。これらについては、今後の課題としたい。

注

- 1) “laïcité”の訳語には、「非宗教性」や「脱宗教性」、英語圏では「世俗主義 (secularism)」等が当てられるが、近年はそのまま「ライシテ」とする傾向にあり、本稿もこれに倣う。
- 2) 近年における国民戦線の台頭を説明するモデルについては、Brigitte Beuzaamy, “Explaining the Rise of the Front National to Electoral Prominence: Multi-Faceted or Contradictory Models?”, in R. Wodak et al. (ed.), *Right-Wing Populism in Europe: Politics and Discourse* (London: Bloomsbury Academic, 2013), pp. 177-190.
- 3) Barry Buzan, Ole Wæver, and Jaap de Wilde, *Security: a new framework for analysis* (Boulder, CO: Lynne Rienner, 1998), pp. 23-24.
- 4) このプロセスはいくつかの段階を有するもので、まず政治指導者の地位にいる「安全保障化アクター (securitising actors)」がある現象を「脅威 (threats)」として提示し、緊急手段による対処の権限を自らに与えることを要求する。この一連の言説は、「安全保障化動議 (securitising moves)」として安全保障化の第一段階を構成する。次に、「聴衆 (audience)」によって言説が受け入れられ、緊急手段による対処の正当性が認められるという第二段階を経て、安全保障化は完了する。東野篤子「ヨーロッパ統合研究への『安全保障研究のコペンハーゲン学派』の適用をめぐる一考察——EU拡大を事例として——」『法学研究』82巻5号、2009年、51頁。
- 5) 清水謙「スウェーデンにおける『移民の安全保障化』——非伝統的安全保障における脅威認識形成——」『国際政治』172号、2013年、88頁。
- 6) Rita Abrahamsen, “Blair’s Africa: The Politics of

- Securitization and Fear”, *Alternatives*, Vol. 30, 2005, p. 59.
- 7) Didier Bigo, “Security and Immigration : Toward a Critique of the Governmentality of Unease”, *Alternatives*, Vol. 27, 2002, pp. 63-92, 及び, Jef Huysmans, *The politics of insecurity : fear, migration, and asylum in the EU* (Abingdon : Routledge, 2006) .
 - 8) Didier Bigo, *op.cit.*
 - 9) 例として, Ayse Ceyhan and Anastassia Tsoukala, “The Securitization of Migration in Western Societies : Ambivalent Discourses and Policies”, *Alternatives*, Vol. 27, 2002, pp. 21-39., Cesari Jocelyne “The Securitisation of Islam in Europe”, in J. Cesari (ed.), *Muslims in the West after 9/11* (Abingdon : Routledge, 2010), pp. 9-27., Philippe Bourbeau, *The securitization of migration : a study of movement and order* (Abingdon : Routledge, 2011).
 - 10) 例として, Amélie Barras, “Contemporary Laïcité : Setting the Terms of a New Social Contract? The Slow Exclusion of Women Wearing Headscarves”, *Totalitarian Movements and Political Religions*, Vol. 11, No. 2, 2010, pp. 229-248., Per-Erik Nilsson, *French Populism and Discourses on Secularism* (London : Bloomsbury Academic, 2019). このように, ライシテについての社会的言説「ライシテ・ナラティブ (laïcité narrative)」に着目するアプローチは, 安全保障化理論と一部視座を共有する.
 - 11) 例外として, Luca Mavelli, “Between Normalisation and Exception : The Securitisation of Islam and the Construction of the Secular Subject”, *Millennium of Journal of International Studies*, Vol. 41, No. 2, 2013, pp. 159-181., Efe Peker, “Right-Wing Populism and the Securitisation of Laïcité Narratives in French Education Policy”, *Social Policy & Society*, Vol. 20, No. 2, 2020, pp. 326-339.
 - 12) Conseil d’État, *Rapport public 2004 : jurisprudence et avis de 2003. Un siècle de laïcité* (Paris : La Documentation française, 2004), p. 272.
 - 13) Jean-Marie Woehrling, “Le principe de neutralité confessionnelle de l’État”, *Société, droit et religion*, No. 1, 2011, pp. 63-85.
 - 14) フランスにおける「共同体主義 (communautarisme)」は, 主に移民などのマイノリティ集団が共和国というナショナルな社会集団に同化せず, 閉鎖的なコミュニティを形成してゲッター化することを指す蔑称であり, 北米の政治哲学の一潮流「共同体主義 (communitarianism)」とは別義である.
 - 15) Jean Baubérot, *Les sept laïcités françaises* (Paris : Édition de la maison des sciences de l’homme, 2015), p. 39.
 - 16) Christian Joppke, *Mirror of Identity* (Cambridge : Polity Press Ltd, 2009), =伊藤豊ほか訳『ヴェール論争 リベラリズムの試練』(法政大学出版局, 2015年), 59頁.
 - 17) *Le Nouvel Observateur*, “Profs, ne capitulons pas”, 2-8 novembre 1989.
 - 18) Anne-Sophie Lamine, “Les foulards et la République”, *Revue des Sciences Sociales*, No. 35, 2006, p. 156.
 - 19) Haut Conseil à l’intégration, *L’islam dans la République*, 2000, p. 50.
 - 20) *Libération*, “En acceptant le foulard à l’école, on risque de transformer chaque musulman en intégriste. L’État doit légiférer. Clarté, fermeté, laïcité”, 12 novembre 1999.
 - 21) Françoise Lorcerie, “A l’assaut de l’agenda public. La politisation du voile islamique en 2003-2004”, in F. Lorcerie (ed.), *La politisation du voile. L’affaire en France, en Europe et dans le monde arabe* (Paris : L’Harmattan, 2005), p. 20.
 - 22) Efe Peker, *op.cit.*
 - 23) Commission de réflexion sur l’application du principe de laïcité dans la République, *Rapport au Président de la République*, 11 décembre 2003. また, 上記で言及したレジス・ドゥブレおよび, ガイエ・ペテク=サロムは構成メンバーとして, スカーフ着用禁止を提言している.
 - 24) Luca Mavelli, *op.cit.*, pp. 175-176.
 - 25) François Baroin, *Pour une nouvelle laïcité*, 2003, www.voltairenet.org/rubrique506.html (Last accessed : 2021/3/29) .
 - 26) Dimitri Almeida, “Exclusionary Secularism : the Front national and the reinvention of laïcité”, *Modern & Contemporary France*, Vol. 25, No. 3, 2017. p. 251.
 - 27) *Ibid.*, p. 255.
 - 28) Marine Le Pen, “Grand Meeting de Marine Le Pen à Rouen le 15 janvier”, 15 janvier 2012.
 - 29) Cécile Alduy et Stéphane Wahnich, *Marine Le Pen prise aux mots. Décryptage du nouveau discours frontiste* (Paris : Seuil, 2015), p. 96.
 - 30) France 2, “L’émission politique”, 9 février 2017., *Le Monde*, “Marine Le Pen : Je mets à la porte tous les intégristes étrangers”, 21 septembre 2012.
 - 31) 2013年3月にカトリック原理主義団体の Civitas が同性婚法に対し抗議するため, 国民議会前の広場で祈禱を行った. マリーヌのライシテ解釈に照らせば, この抗議はライシテに抵触する行為であるはずだが, 彼女はこれに対する非難を控えた (Cécile Alduy et Stéphane Wahnich, *op.cit.*, p. 96). またマリーヌは2017年4月, 大統領選挙を目前に控えたテレビ討論において, 市役所によるキリスト降誕のオブジェ (クレシュ) の設置に対しても, それは宗教的性質を帯びた行為ではなく, フランス人のアイデンティティや文化に根付いた行為であるとして擁護する姿勢を見せている (*L’Opinion*, “Laïcité : Jean-Luc Mélenchon s’oppose violemment à Marine Le Pen”, 5 avril 2017). 実際, 市役所など公的な建造物におけるクレシュの設置は, 文化的, 芸術的, 祝祭的な性格を持つ場合には許容されており, 設

- 置自体はライシテ原則に抵触しない。ただしマリーヌの戦闘的なライシテ解釈に鑑みると、それは例外的にキリスト教ルーツを承認するという彼女の態度を際立たせるものである。
- 32) Nicolas Sarkozy, *Les République, les religions, l'espérance* (Paris : Cerf, 2004), p. 15.
 - 33) *Ibid.*, p. 18.
 - 34) *Le Monde*, “Discours de Nicolas Sarkozy au Palais du Latran le 20 décembre 2007”. 21 décembre 2007.
 - 35) しかしながら、CFCM 内の主導権や代表性をめぐる問題は構成団体の勢力争いによって未だ安定しておらず、代表組織として課題が残る。
 - 36) Robert M. Bosco, *Securing the Sacred: religion, national security, and the western state* (Ann Arbor MI : University of Michigan Press, 2014), pp. 79–80.
 - 37) Nicolas Sarkozy, “20ème rassemblement annuel de l’Union des organisations islamiques de France (UOIF) au Bourget (Hauts-de-Seine) ”, 19 avril 2003. なお UOIF はムスリム同胞団系の組織であり、原理主義寄りであると考えられている。
 - 38) *La Croix*, “À Châteaurenard, les promesses de Nicolas Sarkozy”, 26 août 2016.
 - 39) 伊達聖伸「ニコラ・サルコジの『ポジティブなライシテ』と市民宗教の論理 —— 2007 年から 2008 年の発言を中心に ——」『東北福祉大学研究紀要』34 号, 2010 年, 259–262 頁。
 - 40) 「バビルー事件」に関する詳細については、中島宏「フランスにおける Baby Loup 事件についての予備的素描」『山形法政論叢』60・61 号, 2014 年, 129–152 頁。
 - 41) Cour de cassation — Chambre sociale, Arrêt no. 536 du 19 mars 2013. その後、パリ控訴院は当該託児所の活動内容や公的補助の受給を根拠とした上で、宗教的多元性を尊重する必要性から、その託児所を「信条企業 (entreprise de conviction)」と位置づけ、職員に対して中立性を要求することができるとした。また破毀院大法廷は「信条企業」とする判断を否定しつつも、内規の有効性を認めて解雇を適法とした。
 - 42) Assemblée nationale, “Session ordinaire de 2012–2013, Compte rendu intégral”, 26 mars 2013.
 - 43) Code du travail, article L1321–2–1. なお、ライシテ原則の適用を私企業にまで拡大しようとする新立法は、2011 年にすでに統合高等審議会によって提案され、2013 年 4 月にはクリスチャン・ジャコブ (Christian Jacob), ジャン＝フランソワ・コペ (Jean-François Copé), フランソワ・フィヨン (François Fillon) 等の UMP 議員が法案を提出している。
 - 44) Observatoire de la laïcité et CNCDDH, “Communiqué de presse”, 19 juillet 2015.
 - 45) *La Provence*, “Valls sur le Burkini : Une vision archaïque de la place de la femme dans l’espace public”, 17 août 2016.
 - 46) *Le Monde*, “Après la décision du Conseil d’État, Manuel Valls continue de dénoncer le «burkini»”, 26 août 2016.
 - 47) *Challenges*, “Emmanuel Macron : gare à une «République, machine à fabriquer du communautarisme »”, 16 octobre 2016.
 - 48) *Ibid.*
 - 49) Emmanuel Macron, “Protéger les libertés en luttant contre le séparatisme islamiste : conférence de presse du Président Emmanuel Macron à Mulhouse”, 18 février 2020.
 - 50) Emmanuel Macron, “La République en actes : discours du Président de la République sur le thème de la lutte contre les séparatismes”, 2 octobre 2020.
 - 51) Observatoire de la laïcité, “Communiqué de presse”, 2 octobre 2020.

Securitisation in France
—— through discursive practices of “*laïcité*” as political resource ——

Moe WADA

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary This article traces a process in which French secularism “*laïcité*” has acquired increasing relevance to national security concerns, by employing the theoretical framework of “securitisation”. The increase of “homegrown terrorism” perpetrated by individuals brought up in France, such as Charlie Hebdo shooting and Paris Attack in 2015, has contributed to represent and to construct French Muslim populations as “threat” to national security. In this context, *laïcité* is increasingly deployed in the political discourses to address national security concerns, often intertwined with the policies of counterterrorism, prevention of radicalization, and border control. In outlining the contours of an approach to securitisation, the article illustrates how the concept of *laïcité* has been articulated and practiced by the intellectuals and the political elites, thereby those discursive practices contributed to the “securitisation” of Islam.